

国民の権利と財産を守る

法務局

Legal Affairs Bureau

法務省民事局

「法務局」は、法務省の地方組織の一つとして、登記、戸籍・国籍、供託等の民事行政事務、訟務事務及び人権擁護事務を行っており、これらの事務は、国民の財産等の権利関係や身分関係に密接に関連しています。

これらの事務を行うに当たっては、全国的に統一された制度運用・行政サービスの提供が必要とされるほか、事務を正確かつ迅速に行うため、法律実務家として高度な専門的知識・経験を有する職員が必要とされます。

そこで、法務局では、広域人事異動や各種研修等の全国規模の取組を実施することにより、法律実務家として総合的な知識・経験を有する職員を養成するとともに、これらの職員が事務を担当することで行政サービスの質を一定水準以上に保ち、国民の期待と信頼に応える組織体制を構築しています。

国民生活を取り巻く情勢も時代に応じて変化を遂げていきますが、法務局は、その業務を通じて、国民の権利を守り、その生活を安定させる上で大きな役割を果たしています。

～法務局の沿革～

◆ 昭和22年5月3日 新憲法、裁判所法施行 裁判所から「司法事務局」として独立

◆ 「戸籍、登記、供託、公証、司法書士等に関する事務」を所掌する行政機関として発足

※ 最高裁判所が新設され、裁判所及び裁判関係の事務は、司法省から新設の最高裁判所に移管され、それ以外の制度創設当初から司法省が所管し、裁判所が所掌してきた登記等の事務は、司法事務局が所掌することとなった。

※ 供託については、制度創設当時は大蔵省（預金局）が所管していたが、大正時代に大蔵省から司法省に移管され、司法省の地方支分部局として供託局が設置され、供託局が事務を所掌していた。

◆ 昭和24年6月1日 「法務局及び地方法務局」と改称

◆ 昭和24年6月1日

「訟務及び人権擁護に関する事務」が所掌事務に加わる。

◆ 昭和25年7月1日

「国籍に関する事務」が所掌事務に加わる。

◆ 昭和35年4月1日

「表示の登記に関する事務」が所掌事務に加わる。

※ 昭和25年7月31日、「土地台帳及び家屋台帳に関する事務」として税務署から移管されたが、台帳と登記簿が一元化され、表示登記制度が創設された。

※ 平成10年に債権譲渡登記、同12年に成年後見登記及び商業登記に基礎を置く電子認証、同17年に動産譲渡登記の各事務所を所掌事務に加える。

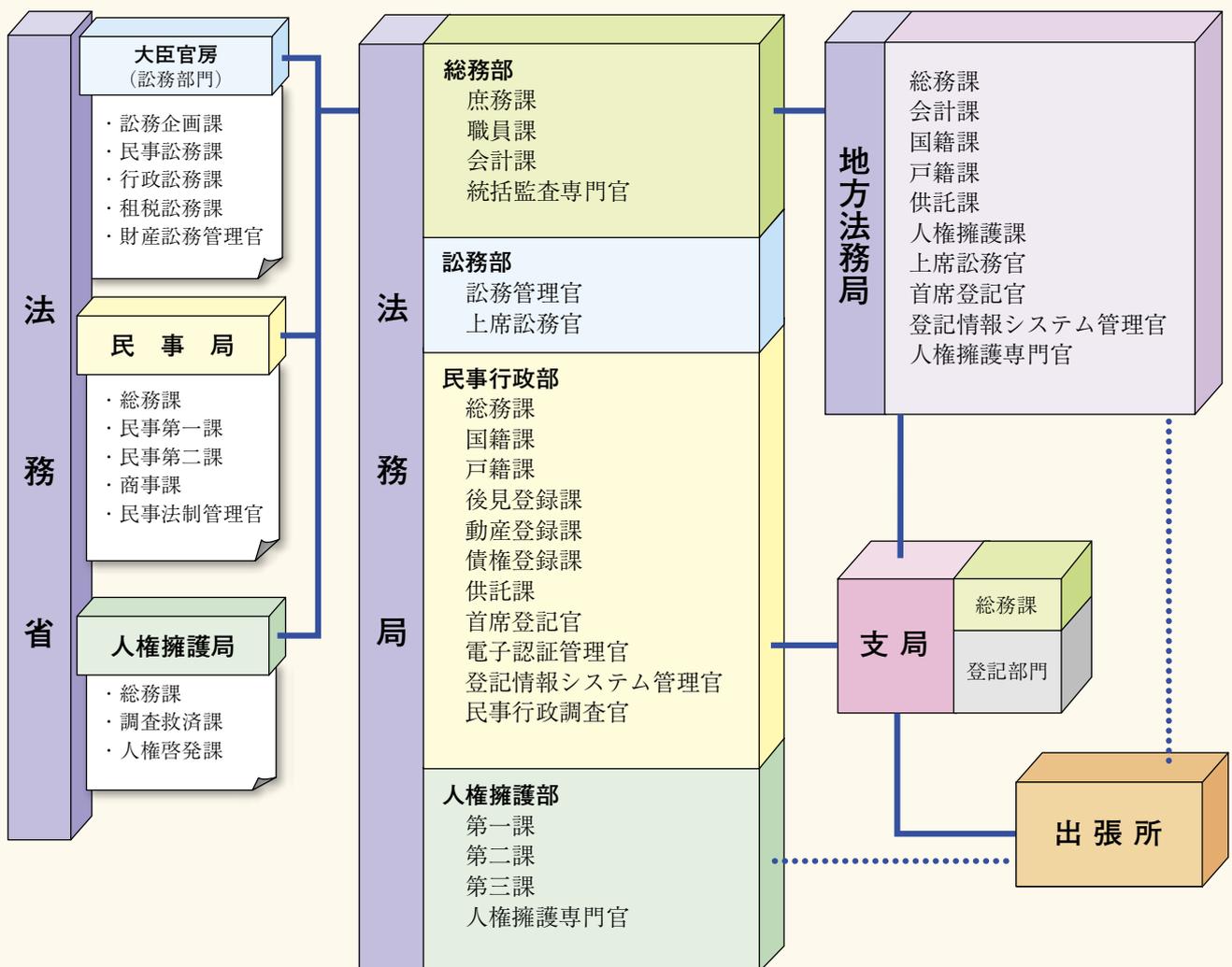
法務局の組織

法務局の組織は、全国を8ブロックの地域に分け、各ブロック内の地域を管轄する「法務局」が置かれ、この法務局の下に、都道府県を単位とする地域を管轄する「地方法務局」が置かれています。

全国8か所にある法務局、42か所にある地方法務局には、その出先機関として約270の支局と約120の出張所が置かれています。

法務局、地方法務局及び支局では登記、戸籍、国籍、供託、訟務、人権擁護の事務を行っており、出張所では主に登記の事務を行っています。

また、これらの機関を統轄する中央機関として、法務省に大臣官房（訟務部門）、民事局及び人権擁護局が置かれています。



不動産登記

土地や建物などの不動産は、国民の重要な財産です。法務局では、民法を始めとする実体法及び手続法である不動産登記法等に精通した登記官（法務局職員）が、これらの不動産一つ一つについて、その所在、面積、所有者、権利関係が適法であるか否かについて審査・判断を行った上で、登記簿に記録し、国民に公示（公開）しています。

例えば、土地や建物を買って自分が所有者になったということを誰にでも主張できるようにするためには、所有者になったことを登記することが必要になりますし、その土地や建物を担保にしてお金を借りるときには、抵当権等の登記がされることになります。

このように、国民の重要な財産である不動産に関する情報を登記簿に記録し、公示することで、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑を図っています。



筆界特定制度

「筆界」とは、ある土地が登記された時にその土地の範囲を区画するものとして定められた線であり、所有者同士の合意等によって変更することはできません。この筆界が不明確である場合には、隣人との間でのトラブルになるだけでなく、土地の取引ができなくなることもあります。

そこで、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、平成18年1月に「筆界特定制度」が創設されました。

この筆界特定制度とは、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置を特定する制度であり、新たに筆界を決めるものではなく、調査の上、登記された際に定められたもとの筆界を、筆界特定登記官が明らかにするものです。

この制度には、隣人を裁判に訴えることなく、迅速に公の機関の判断が得られ、申請人等の証拠収集の負担も軽減されるというメリットがあります。



仙台法務局民事行政部不動産登記部門

統括登記官 外崎 幸治



近年の社会経済情勢の変化とともに不動産登記に関する事務は複雑化しており、法務局に寄せられる登記の相談も、一般の方から弁護士等の法律の専門家まで幅広い方々からのものが増加しています。その相談の内容は、相続に関するもの、外国人を当事者とするもの、法令の解釈に及ぶものなど、広範囲にわたるものがあります。

また、現在、東日本大震災からの復興に向け、社会的基盤の根本を支える不動産登記制度が注目されています。高台移転や土地区画整理などに関係する登記を適正迅速に処理して、震災復興の加速化に貢献しています。

このような不動産登記事務を適正に運用し、国民の期待に応えるには、幅広い法律知識と高度な専門性が不可欠であり、私たち法務局職員は、日頃から自己研さんに努めています。

私たちは、不動産登記の専門家として国民や社会の要請に応え、適正・迅速な事務処理を通じて国民の権利・財産を守り、不動産取引が安全かつ円滑に行われるよう、そして、震災の復興に貢献し地域住民が元どりの生活ができるよう、やりがいをもって日々全力で努めています。

登記所備付地図の整備

【公図】



【登記所備付地図】



これを受けて、法務局においては、登記申請における審査・判断を通じて筆界の特定について専門的知識及び経験を有する法務局職員が、その知識・経験を生かして、全国の都市部において、自ら地図の作成作業を行ったり、市区町が実施する地籍調査に協力するなどして、地図整備を強力に推進しています。

登記所には、登記されている土地の区画を明確にするため、精度の高い測量の成果に基づき作成された地図を備え付けるものとされています（この地図を、登記所備付地図といいます）。しかしながら、このような登記所備付地図の整備は、全国的にみれば、都市部を中心として十分ではなく、登記所備付地図のない地域においては、いまだ明治初期に作成された図面（いわゆる公図）などが備え付けられています。

公図は、土地の位置関係や形状を表すことができますが、公図のほとんどは筆界を正確に表示することができないので、公共事業等を行おうとする際に土地の境界や面積等を確認するため膨大な時間や経費が必要となり、土地取引の活性化を阻害する要因となっていると指摘されています。

平成15年6月に、内閣に設置された都市再生本部から「都市再生の円滑な推進には、土地の境界、面積等の地籍を整備することが不可欠であることにかんがみ、…国において登記所備付地図の整備事業を強力に推進する」ことを内容とする「民活と各省連携による地籍整備の推進の方針」（いわゆる「平成地籍整備の方針」といわれています。）が示されたことから、都市再生のための施策を強力に進める前提として、法務省と国土交通省とが協力して、全国の都市部の登記所備付地図の整備を強力に推進することとされました。

～オンライン申請の推進～

政府は、国民利用者の視点に立った電子行政サービスの実現を目指して、国民、企業と行政との間における各種手続の電子化（オンライン化）を強力に推進しています。

法務局においても、オンライン申請を積極的に導入しており、各種登記の申請や供託の手続について、オンラインにより行うことができます。

名古屋法務局民事行政部不動産登記部門
総括表示登記専門官 国近 圭介



法務局では、毎年、公図に示された筆界と現地の状況とが一致しない地区を選定して、現地の調査・測量を実施して、登記された各土地の区画を明確にした精度の高い地図を作成しています。精度の高い地図がないと、土地の権利関係が不明確になるほか、道路・水道等のインフラ整備の支障となることも少なくありません。

地図の作成作業では、土地の所有者の立会いの下で、資料に基づいた筆界の説明を行うほか、一人一人の土地に対する思い、地域の歴史、慣習等を直接聞いたりしながら、筆界を確定します。

その立会いで確定した筆界について、国家基準点に基づく測量を行った後、その測量成果に基づいた地図の原図を土地所有者の方々に見ていただき、異議がないことを確認した上で、地図を完成させます。

地図が完成したときは、土地の所有者や地域の方々にとっても感謝され、達成感とやりがいを感じるすることができます。

商業・法人登記

会社・法人は、設立の登記をすることによって法人格が与えられ、成立するものとされています。日常の取引などにおいて権利の主体となる会社・法人の商号、所在地、資本金、代表者名などが登記簿に記録され、公示されます。

会社・法人と取引しようとする場合には、登記簿に記録されている事項を確認することで、その会社・法人と安心して取引ができるようになります。また、このことは、同時に、経済・社会活動の基盤となる会社・法人自身の信用を保持する効果もあります。

商業登記に基づく電子認証制度

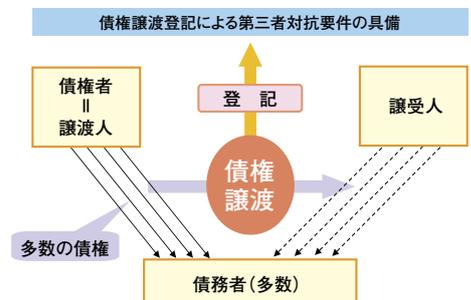
インターネット等を利用した電子商取引や電子申請においては、他人による成りすましや電子情報の改ざんを防止することが重要です。そのために用いられるのが、暗号技術を利用した電子情報の作成者による電子署名と、その作成者を証明する電子認証の技術です。

法務局では、商業・法人登記の情報に基づき、株式会社の代表取締役など、会社・法人の代表者等について、電子情報の作成者（電子署名者）を証明するための電子証明書を発行しています。商業登記に基づく電子認証制度は、電子取引社会・電子政府における会社・法人の認証基盤としての役割を果たしています。

動産譲渡登記・債権譲渡登記

動産譲渡登記制度は、近時、企業が保有する様々な動産（在庫商品、機械設備、家畜等）を活用した資金調達の手法が注目を集める中で、法人がする動産の譲渡について、登記によって第三者対抗要件を付与する制度です。

債権譲渡登記制度は、法人がする金銭債権の譲渡などについて、簡便に債務者以外の第三者に対する対抗要件を備えるための制度です。金銭債権を譲渡したことを第三者に対抗するためには、原則として、確定日付のある証書によって債務者に対する通知を行うか、又は債務者の承諾を得なければなりません。法人が金銭債権を譲渡した場合には、債権譲渡登記所に登記をすることにより、第三者に譲渡を対抗することができるものとなります。



成年後見登記

成年後見登記制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援するため、成年後見制度の創設に合わせて運用が開始されたものです。法務局では、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを後見登記等ファイルに記録し、本人等からの請求により、登記官が証明書を発行することで登記情報を開示しています。

成年後見登記に関する証明書は、成年後見人が成年被後見人本人に代わって財産の売買や介護サービス提供の契約を締結する際などに利用されるほか、各種資格取得手続において、欠格事由がないことを証明する際などにも幅広く利用されています。

東京法務局民事行政部第一法人登記部門

統括登記官 石田 正信



私が担当している商業・法人登記は、制度発足から120年余りの長きにわたり重要な役割を果たしてきた歴史と伝統のある制度です。

毎日、多くの申請がされ、大勢のお客様と接していますが、これは、登記が非常に信頼の高い制度として、評価を得ていることのおかげです。

また、ビジネスの世界では、IT化・グローバル化が進み、更に東京オリンピックを控え、企業活動がますますダイナミックになっています。

この経済活動の後押しをし、支えていくのが法務局に課せられた使命であり、私達の目標ですが、この責任を全うするためには、高度な専門的能力が必要とされます。

そのために、自己研さんと創意工夫の積み重ねにより、自身の水準を一步ずつ高め、お客様のお手伝いをしていくことに、やりがいを感じることができます。

戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～

戸籍制度は、日本国民の一人一人について、その出生から死亡に至るまでの親族関係を登録し、公証する唯一の制度です。戸籍事務は、市区町村で取り扱われていますが、全国統一的に処理されるよう、法務局では、市区町村に対し、助言、勧告、指示等を行っています。

また、法務局では、外国人の帰化許可申請、国籍取得届及び国籍離脱届の受付、審査など、国籍に関する業務も行っていきます。国籍とは、その国の構成員であるための資格ですが、日本国籍を有することで、日本での居住や職業選択の自由、出入国の自由が保障されるほか、参政権が認められ、公務に就任できるなど、外国人とはその法的地位に大きな違いがあり、国籍に関する業務は極めて重要なものです。



大阪法務局民事行政部国籍課

第二係長 奥畑 薫



国籍課では、帰化許可申請や国籍取得届の相談、受付審査などの業務を行っており、私は主に審査を担当しています。

申請者の出身国は多様であり、身分関係や生活状況も異なっていることから、審査を適正に行うためには広範な知識が必要になります。とはいえ、様々な国の法律や社会の実情について、全てを熟知することは実際のところ難しく、事案ごとに知識や情報を収集することが必要であり、いつも新しい知識を得ることができます（日々勉強です）。また、申請者から真実を聴取することに加え、聴取した内容を的確に文章化するスキルが求められ、コミュニケーション能力及び文章力が鍛えられます。

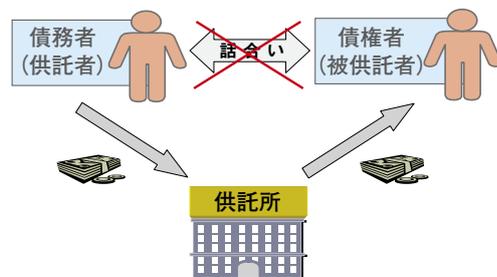
帰化が許可された旨の連絡に感激する申請者の姿がある一方で、適正公平に審査を行った結果、申請者にとって好ましくない結果となることもあります。国籍の変動という結果の重大性からも、社会全体の奉仕者であるという公務員の原点が実感できる、素晴らしい職場だと日々感じています。

供託事務 ～預けて安心～

供託とは、金銭などを国家機関である供託所に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産を権利者に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成しようという制度です。

供託には、家主が家賃を受け取らないときなどに供託をすると支払をしたのと同じ効果が生ずる弁済供託、供託所がいわば執行補助機関としての役割を果たす執行供託、旅行業等の営業者がその営業活動によって顧客等に与える損害を担保するためにする営業保証供託、選挙に立候補するためにする選挙供託などがあり、

いずれも、私人間の取引や各種事業者の経済活動、あるいは、裁判・執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策に密接に関係して、幅広く活用されています。



広島法務局民事行政部供託課

供託係長 渡邊 徹志郎



私は、各種法令を根拠として供託者（申請者）が供託物（現金等）とともに供託所（法務局）に提出される供託書や、供託金に対する払渡請求書を審査し、また、これら申請等に関連する相談対応（管内支局及び地方法務局からの相談を含む。）等の業務を担当しています。

実際の供託手続に当たっては、約660もの根拠法令による審査のほか、インターネットによるオンライン申請への対応や、現金に加え、国債を始めとする有価証券の取扱い等多岐にわたり、さらに、裁判上の担保供託等の緊急かつ切実な事案もあり、迅速性を求められることが多々あります。

これらの事務処理に当たっては、根拠法令を確認し、書面に記載された事実関係が法律要件に当てはまるかについて慎重に審査することを常に心掛けています。

そして、この供託事務は、日々の業務を通じて、広く社会一般の経済状況や取引活動に直接触れる機会が得られることから、自分自身の見識を深めて成長することができる、とてもやりがいのある職務と感じています。

訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～

訟務とは、国を当事者とする訴訟等について、国の立場から裁判所に対する申立てや主張・立証などの活動を行うことをいいます。法務局は、こうした訴訟事務を統一かつ適正に処理することをその任務としています。

訟務事務を行う法務局の職員は、国の指定代理人として、訴訟の対象となる事務を所管する行政庁の職員と協力し、裁判所で相手方弁護士等と相対して、法と証拠に基づいた適正な訴訟活動を行います。また、法律問題について、行政庁からの照会に応じて法律的理解を述べたり助言を行うことで、紛争を未然に防止するための活動も行っています。

このように、訟務は、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する重要な役割を果たしています。



模擬法廷

福岡法務局訟務部租税訟務部門

上席訟務官 陣内 均



私たちは、国が当事者となる訴訟等について、国や行政機関の代理人として裁判所の法廷で主張を述べたり、証拠を提出するなど、相手方弁護士等と相対して訴訟活動を行っています。近年の社会変化に伴い、国を当事者とする裁判の重みは、一段と増しており、訟務の役割の重要性は高まっています。それだけに、訟務に求められる仕事の質は、ますます高度なものになっています。

また、行政機関から争いごとや争いになる可能性のある事案について、法律的意见を求められた場合に、法律的理解を述べたり、又は助言することによって紛争を未然に防止する予防司法的役割を果たす法律意見照会事件も重要な仕事です。

一方、紛争を解決するためには、問題点の所在を見極めることが重要で、事実関係を把握し、その事実関係に適用される法律や判例、文献などを調査し、法律的に論理を構成して問題の解決策を見出すことができたときには、やりがいを感じ、それが裁判で認められれば、この上もない充実感があります。

人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つであり、民主主義社会の基本です。人権の擁護については、国民一人一人が他人の人権を尊重しながら自らの人権を守る必要があるのはもちろんのこと、国においても国民の自由と権利を守っていくことが必要です。

法務局では、全国の市町村に配置されている人権擁護委員と協力して、人権に関する様々な相談や、人権が侵害された場合の調査救済などの活動を行うとともに、国民に広く人権尊重思想を知ってもらうための啓発活動を行っています。



高松法務局人権擁護部第二課

調査救済第一係長 加地 憲行



私は、人権擁護部において、いじめや体罰など身近に起こる人権侵害事件の調査救済事務を担当しています。法務局では、「人権を侵害された」という被害者からの申出等があれば、速やかに救済手続を開始し、調査の結果、人権侵害の事実が認められれば、「警告」「説示」といった措置を講じたり、事案によっては当事者間の関係を調整したりすることにより、人権侵害による被害者の救済を図っています。

また、インターネット掲示板等での誹謗中傷やプライバシーの侵害等による人権侵害については、サイト運営者等に対して削除要請を行うことなどにより問題の解決に導くこともあり、人権侵害事件の処理を行うに当たっては、人権に関する多くの法令等の知識と実践的な技術が要求されます。

私たちは、人権を尊重する社会の実現に寄与するため、一日も早く被害者の実効的な救済を図るべく、迅速かつ適正な調査救済活動に取り組んでおりますが、被害者の方から感謝の言葉を頂いたときなどは、とてもやりがいを感じます。

研修制度

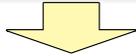
キャリアパスに応じた計画的な研修と数多くの事件処理を通じて、法律実務家を養成しています。

地方研修

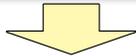
〈初等科研修〉（約1か月間・一般職（高卒者）：採用後1年以内）
法務局職員としての心構え，新任職員として必要な基礎的法律知識・技能の修得



〈中等科研修〉（約2か月間・一般職（大卒程度）：採用後1年以内，
一般職（高卒者）：初等科研修修了後4年経過後）
法務局職員としての心構え，中堅係員として必要な基本的法律知識・技能の修得



〈専修科研修〉（約2か月間・中等科研修修了後5年経過後）
指導的立場の中堅職員として必要な法律知識・技能の修得，社会的識見の涵養



講義形式



セミナー形式

中央研修

〈高等科研修〉（約3か月間）
将来の幹部職員として必要な高度の法律知識・法律的素養の修得，社会的識見の涵養

〈中央測量技術講習〉（約5か月間）
不動産の表示に関する登記及び筆界特定の事務並びに登記所備付地図の作成作業について指導的立場に立ち得る者の養成

〈登記専攻科研修〉（約1か月間）
登記部門の指導的職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得，社会的識見の涵養

〈訟務担当官研修〉（約2週間）
訟務事務に必要な専門的知識・技能を修得



〈新任統括登記官研修〉（約1週間）
統括登記官として必要な高度の専門的知識・技能の修得

〈新任課長研修〉（約1週間）
戸籍課長，国籍課長及び供託課長として必要な高度の専門的知識・技能の修得

〈専門科研修〉（約3週間）
訟務部門及び人権擁護部門の課長級職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得

〈管理科研修〉（約2週間）
課長・支局長等として必要な管理能力の修得



〈管理研究科研修〉（約1週間）
局長・部長として必要な高度の管理能力の修得



研修所・千葉県浦安市

新規採用者 ① 現在の担当業務 ② 志望動機 ③ 仕事と職場の印象 ④ 今後の抱負について

神戸地方法務局明石支局
笹山 貴広



- ① 私は、権利に関する登記の調査及び記入を担当しています。提出された申請が法律に基づいたものであるかどうかを申請書や添付書面で審査し、登記記録へ記録するのが主な業務です。
- ② 国民の生活に密着し、人々の社会生活を支える基盤となる仕事がしたいという思いで法務局を志望しました。大学で学んだ法律知識を、日々の業務の中でより深めていくことができる点に魅力を感じています。
- ③ 法務局の仕事には、適正・迅速さが強く求められています。ほんの小さな間違いも見逃さないように注意し、かつ速やかに大量の事件を処理していくのはとても神経を使う作業です。しかし、一つ一つの作業から法律の意味を学ぶことができ、職場の先輩が懇切丁寧に教えてくださるので、安心して仕事に取り組むことができます。
- ④ 法務局の業務は多岐にわたるので、様々な業務に携わることで広い視野を身につけたいと考えています。国民からの様々な期待に応えられる法務局職員となれるよう、職場の先輩方を見習って日々自己研さんに励みます。

岡山地方法務局不動産登記部門
高上 由起子



- ① 私は、主に不動産登記申請の受付業務と登記記録に登記事項を記録する業務を行っています。また、最近では登記申請の審査業務も行っています。
- ② 私は、大学で法律を専攻していたことから、将来は法律の知識をいかせる仕事に携わりたいと考えていました。そのような折に、法務局の業務説明会に参加したところ、職員の方の仕事に対する誇りや熱意に触れ、法務局を強く志望するようになりました。
- ③ 法務局の仕事は、その一つ一つが法律に基づくものであるため、根拠条文をしっかりと理解しながら業務を行うことが大切であると感じています。職場の先輩方は気さくな方ばかりで、分からないことがあるときには丁寧に教えてくださり、とても風通しの良い環境の中で仕事をさせていただいています。
- ④ 法務局の業務は多岐にわたっていますが、法律の専門家と言われるように自己研さんに励み、また、複雑困難な業務にも、自分が成長できるチャンスだと考え、積極的に関わっていきたいと思います。

鹿児島地方法務局不動産登記部門
久島 沙織



- ① 採用当時は不動産登記部門権利係に配属され、土地や建物の権利変動を登記記録へ記録する業務を行っていました。現在は同部門の総括係に所属し、行政文書の管理や登録免許税の還付請求、職員が出張する際の手続などを担当しています。
- ② 大学生の時に官庁説明会に参加して法務局のことを知り、国民の生活に密着した様々な業務に携わることができる点に惹かれ、志望しました。実際に不動産登記業務に従事するようになり、ますます法務局と現代社会との関わりの深さを感じています。
- ③ 業務上、常に法律を扱うため、少し堅苦しいイメージを持たれるかもしれません。しかし、職場の先輩方は温かい方ばかりで、居心地の良い素敵な職場です。
- ④ 今は法務局職員としても社会人としても未熟ですが、これから知識や経験を積み重ねて、国民の皆様に信頼していただける法務局職員になれるよう努力していきます。

徳島地方法務局登記部門
山岡 航大



- ① 私は現在、不動産の権利に関する登記事務を担当しており、登記申請の審査や登記申請の受付業務を行っています。
- ② 法務局が登記や供託、人権擁護、戸籍などといった多岐にわたる業務を扱っていることに興味を感じました。その中でも、法務局の基幹業務である登記事務は、権利関係を記録し公示することで取引の安全と円滑を図り、社会生活や経済活動の基盤を支えていることにとても魅力を感じました。
- ③ 常に法律の根拠に基づいて事務を行うため、実体法である民法や手続法である不動産登記法など幅広い専門知識が必要となります。これらの知識の習得には継続的な自己学習が必要となりますが、仕事をしていて分からないことがあるときは、どの先輩方も親切丁寧に教えてくださるので、とても働きやすい職場です。
- ④ 様々な業務を経験していくことで、幅広い知識を得て広い視野を身に付けるとともに、日々の自己研さんを怠ることなく、国民の皆様に信頼される法務局職員になれるよう精進していきます。

法務局では、仕事と家庭の両立を支援するために、育児休業等の各種制度を設けています。

東京法務局城南出張所
登記調査官 堀 美保



私は、2人の子どもを出産し育児休業を取得しました。その後、復職して最初の2年間は正規の勤務時間で勤務していましたが、夫が単身赴任となり、近隣に親類もいないことから育児短時間勤務の制度を利用することにしました。現在、1日3時間55分勤務で働いていますが、事務分担の調整等上司や同僚の方々から様々な支援をいただいています。育児短時間勤務の制度を利用したことで、より多くの時間を育児や家事に充てられるようになり、気分的・時間的にも余裕をもって毎日勤務することができています。私の場合は、夫の単身赴任という家庭の事情をきっかけに本制度を利用しましたが、そのような事情がなくても、日々成長する子どもと関わる貴重な時間をより多く持つために利用するというのも選択肢の1つではないでしょうか。

また、本人の希望及び適正等に応じ、法務本省における勤務のほか他の組織において勤務する道も開かれています。

法務省民事局民事第一課
戸籍指導係主任 沼田 真一



私は、戸籍・国籍・成年後見登記制度を所管している法務省民事局民事第一課において、主に戸籍関連の照会業務等に携わっています。この照会業務とは、市町村長が戸籍事務の処理上の疑問があれば法務局へ照会することとされており、こうした疑問のうち法務局でも解決できないときは、法務省で検討をし、回答するものです。外国人の身分行為に関する照会については、必要に応じて外務省を通じて関係国に照会するなどして回答しています。この回答は、先例として、全国的な基準となることもあります。この業務は、婚姻や縁組など、人生にとって重要な身分関係に影響を与えることとなり、適正かつ迅速な処理が求められていますので、難しさもありますがやりがいも大きいです。その他、本省での勤務は、所管する法令の改正を企画・立案したり、他部局や他省庁の職員とコミュニケーションをとる機会も多く、様々な角度から物事を考える能力が身につけられるところが魅力だと思います。

名古屋入国管理局在学・研修審査部門
入国審査官 佐藤 敦



私は、現在、組織間人事交流により、2年間の予定で名古屋入国管理局に勤務し、「留学」、「文化活動」等の在留資格により日本での在留を希望する外国人に対する入国及び在留審査を担当しています。入国管理局における業務は、正当な目的をもって来日しようとする外国人がスムーズに入国し安心して生活ができるようにするためのものである一方、日本での滞在を認めてはならないような外国人から日本国民の生命・安全や産業・国民生活上の利益を守るためのものでもあることから、非常に重い責任を感じるとともに、大きなやりがいを感じています。業務遂行の方法や窓口における来庁者への対応については、同じ法務省内の組織であるとはいえ、法務局と入国管理局とは大きく異なりますが、法令や通達に基づいて適正に業務を遂行するという点については何ら異なることはありません。日々、法令や通達を熟読し、適正・迅速な業務遂行のため、自己研さんに努めています。

—幹部職員からのメッセージ— 法務局という選択

札幌法務局長
古門 由久



法務局は、不動産登記・商業法人登記などの登記制度をはじめとして、戸籍・国籍、供託、訟務、人権擁護など、いずれも国民の社会生活や経済活動の基盤となる多種多様な制度を法令等に基づき適正に運用する重要な役割を担っており、国民の権利保護を通して法の支配の実現に貢献しています。法務局の職員は、社会情勢の変化に柔軟に対応し、法務局に対する国民の期待と信頼に応えるため、民事法務行政の法律実務家として、強い使命感と誇りを持って、全国各地で生き生きと働いています。あなたも、国民の皆様と身近に接することのできる法務局の業務を遂行する中で、達成感とやりがいを感じられるプロの法律実務家を目指してみませんか。一員に加わっていただくことを大いに期待しています。

詳しくは

法務局

検索



局名	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
東京法務局	東京都	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	102-8225	(03)5213-1234
横浜地方法務局	神奈川県	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	231-8411	(045)641-7461
さいたま地方法務局	埼玉県	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	338-8513	(048)851-1000
千葉地方法務局	千葉県	千葉市中央区中央港1-11-3	260-8518	(043)302-1311
水戸地方法務局	茨城県	水戸市三の丸1-1-42 駿優教育会館	310-0011	(029)227-9911
宇都宮地方法務局	栃木県	宇都宮市小幡2-1-11	320-8515	(028)623-6333
前橋地方法務局	群馬県	前橋市大手町2-10-5	371-8535	(027)221-4466
静岡地方法務局	静岡県	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054)254-3555
甲府地方法務局	山梨県	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	400-8520	(055)252-7151
長野地方法務局	長野県	長野市旭町1108	380-0846	(026)235-6611
新潟地方法務局	新潟県	新潟市中央区西大畑町5191 新潟法務総合庁舎	951-8504	(025)222-1561
大阪法務局	大阪府	大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	540-8544	(06)6942-1481
京都地方法務局	京都府	京都市上京区荒神口通河原町東入上生州町197	602-8577	(075)231-0131
神戸地方法務局	兵庫県	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	650-0042	(078)392-1821
奈良地方法務局	奈良県	奈良市高畑町552	630-8301	(0742)23-5534
大津地方法務局	滋賀県	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	520-8516	(077)522-4671
和歌山地方法務局	和歌山県	和歌山市二番丁2 (和歌山地方合同庁舎)	640-8552	(073)422-5131
名古屋法務局	愛知県	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	460-8513	(052)952-8111
津地方法務局	三重県	津市丸之内26-8 津合同庁舎	514-8503	(059)228-4191
岐阜地方法務局	岐阜県	岐阜市金竜町5-13	500-8729	(058)245-3181
福井地方法務局	福井県	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	910-8504	(0776)22-5090
金沢地方法務局	石川県	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	921-8505	(076)292-7810
富山地方法務局	富山県	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	930-0856	(076)441-0550
広島法務局	広島県	広島市中区上八丁堀6-30	730-8536	(082)228-5201
山口地方法務局	山口県	山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	753-8577	(083)922-2295
岡山地方法務局	岡山県	岡山市北区南方1-3-58	700-8616	(086)224-5656
鳥取地方法務局	鳥取県	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	680-0011	(0857)22-2191
松江地方法務局	島根県	松江市母衣町50 松江法務合同庁舎	690-0886	(0852)32-4200
福岡法務局	福岡県	福岡市中央区舞鶴3-9-15	810-8513	(092)721-4570
佐賀地方法務局	佐賀県	佐賀市城内2-10-20	840-0041	(0952)26-2148
長崎地方法務局	長崎県	長崎市万才町8-16	850-8507	(095)826-8127
大分地方法務局	大分県	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	870-8513	(097)532-3161
熊本地方法務局	熊本県	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	862-0971	(096)364-2145
鹿児島地方法務局	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町1-2	890-8518	(099)259-0680
宮崎地方法務局	宮崎県	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	880-8513	(0985)22-5124
那覇地方法務局	沖縄県	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	900-8544	(098)854-7950
仙台法務局	宮城県	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	980-8601	(022)225-5611
福島地方法務局	福島県	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	960-8021	(024)534-1111
山形地方法務局	山形県	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	990-0041	(023)625-1321
盛岡地方法務局	岩手県	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	020-0045	(019)624-1141
秋田地方法務局	秋田県	秋田市山王7-1-3	010-0951	(018)862-6531
青森地方法務局	青森県	青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎	030-8511	(017)776-6231
札幌法務局	北海道	札幌市北区北8条西2-1-1	060-0808	(011)709-2311
函館地方法務局	北海道	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	040-8533	(0138)23-7511
旭川地方法務局	北海道	旭川市宮前通東4155-31	078-8502	(0166)38-1111
釧路地方法務局	北海道	釧路市幸町10-3	085-8522	(0154)31-5000
高松法務局	香川県	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	760-8508	(087)821-6191
徳島地方法務局	徳島県	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	770-8512	(088)622-4171
高知地方法務局	高知県	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	780-8509	(088)822-3331
松山地方法務局	愛媛県	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	790-8505	(089)932-0888



人権イメージキャラクター

人KENまる君

人KENあゆみちゃん

人権相談 (平日の午前8時30分～午後5時15分)

- ・みんなの人権110番 0570-003-110
- ・子どもの人権110番(無料) 0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン 0570-070-810



平成26年3月作成